

介護事業運営費補助金

目的

区内で介護事業を運営する事業者に対し、事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の介護保険サービスの利用を促進し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とします。



対象施設及び事業種別

※印は新設、★印は拡充等

施設種別	職員の住宅確保	職員の住宅確保に係る手続き代行★	医療的ケア	夜間看護師配置	介護補助員	食事提供	宿泊経費
特別養護老人ホーム	○	○	○ (民設に限る)	○ (民設に限る)	○ (民設に限る)		
老人保健施設	○	○	○	○	○ (民設に限る)		
認知症グループホーム	○	○					
老人デイサービスセンター	○	○			○* (民設に限る)	○ (民設に限る)	
小規模多機能型居宅介護	○	○				○ (民設に限る)	○*
夜間対応型訪問介護	○	○					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	○					
ケアハウス	○	○	○	○			
通所リハビリテーション(老健併設)						○ (民設に限る)	
訪問介護	○*	○*					
居宅介護支援事業所	○*	○*					

補助内容 概要

1 職員の住宅確保経費

1戸あたりの月額家賃と月額82,000円(港区内で住宅を確保する場合は112,000円)のいずれか少ない方の額に、8分の7を乗じた額を補助します。
なお、東京都の宿舍借り上げ支援事業を優先し、差額が生じた場合は、その差額を限度額まで補助します。

2 職員の住宅確保に係る手続き代行経費

住宅確保に係る書類作成等を行政書士に依頼した場合、1事業所あたり、実際に要した経費と30万円のいずれか少ない方の額を補助します。
※東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業における提出書類の作成についても、補助対象とします。

3 医療的ケア実施経費

定数を超過して配置している看護師1人当たり、年間人件費の3分の2と450万円のいずれか少ない方の額を補助します。

4 夜間看護師配置経費

年度を通して看護師を夜勤として配置等する場合、1事業所当たり、夜勤看護師に係る人件費と700万円のいずれか少ない方の額を補助します。
※年度の途中から夜勤体制が整えた場合は、体制開始日の翌日から年度末までの日数×19,000円と、人件費のいずれか少ない方の額とします。

5 介護補助員経費

介護を補助する介護補助員の人件費について、1事業所あたり、月額145,000円と実際に要した経費のいずれか少ない方の額を補助します。

6 食事提供経費

1人あたりの食事提供にかかる経費から500円を控除した額と600円のいずれか少ない方の額に年間実食数を乗じた額を補助します。
※当該補助額について利用者に負担を求めない場合に限り、区が補助を行います。
※おやつに係る経費を含み、当該経費は昼食の提供に要する経費と合わせて算定します。

7 宿泊経費

1人あたりの宿泊に係る経費から2,000円を控除した額と3,000円のいずれか少ない方の額に年間宿泊数を乗じた額を補助します。
※当該補助額について利用者に負担を求めない場合に限り、区が補助を行います。

書類提出スケジュール



実績額が交付決定額に届かなかった場合は区へ戻入

問合せ 港区 保健福祉支援部 高齢者支援課 高齢者施設係



03-3578-2420

受付時間: いずれも祝日を除く
月～金曜午前8時30分～午後5時